質疑回答書No.１

質　　疑	回　　答
１　入札説明書 （2）評価の基準（ア）○２にある令和３年度から令和４年度に完成した北海道開発局発注工事及び工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で別紙「工事成績相互利用適用対象工事」（北海道内実績に限る）に該当する工事における工事成績評定点の平均点（実績がなければ１０年度迄遡る。（同一工事区分））について質問です。 　単年度実績のみで平均が取れない場合、どのような評価基準となりますか。例えば令和 3 年度は実績があり「79 点」の場合、令和 4 年度に実績がない時は 令和 4 年度を「65 点」とし、２か年平均「72 点」という考え方となるのでしょうか。ご教示願います。	工事成績評定点の平均点は過去２年度の期間に完成した該当工事成績の合計を該当工事数で除した平均点になります。なお、過去１０年度の期間に該当工事が１件も無い場合のみ 65 点になります。 　ご質問の例であれば、令和３年度から令和４年度の実績（過去２年度の実績）が１件なので、令和３年度実績の「79 点」が工事成績評定点の平均点になります。
以下余白	

質疑回答書No.2

質　　疑	回　　答
1　特記仕様書　04/A 4-4　外壁改修工事　塗り仕上げ外壁　透湿弾性複層塗材の項目で上塗材の種類が溶剤系ウレタンに〇となっております。その場合、JIS A 6909 の規格を外れてしまいますがよろしいでしょうか。	JIS A 6909 への適合する製品の流通を確認しております。また、当製品は防水形複層塗材 E と同等とお考えください。
2　特記仕様書　06/A 7　塗装改修工事　塗装の項目の高耐候性塗装の仕様で、ﾌﾟﾗｲﾏｰ：参考ﾒｰｶｰ仕様 弱溶剤系 2 液変性ｴﾎﾟｷｼ樹脂系ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ改修用下塗材とあります。ｱﾙﾐｽﾊﾟﾝﾄﾞﾚﾙ面には国交省の公共建築改修工事標準仕様書の DP 仕様と考えてよろしいでしょうか。又その場合、亜鉛メッキ鋼面の仕様を参考にしてよろしいでしょうか。	塗装種別は標準仕様書による DP 塗でよろしいです。塗装面は亜鉛メッキ鋼面に準じた工法とお考えください。図面及び入札時積算数量書を訂正します。
3　特記仕様書　06/A 7　塗装改修工事　塗装の項目の高耐候性塗装の仕様で、高耐候性塗装：参考ﾒｰｶｰ仕様 1 液水性ﾗｼﾞｶﾙ制御形ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄとあります。ｱﾙﾐｽﾊﾟﾝﾄﾞﾚﾙ面には国交省の公共建築改修工事標準仕様書の DP 仕様と考えてよろしいでしょうか。又その場合の上塗り等級をご指示下さい。	塗装種別は標準仕様書による DP 塗でよろしいです。塗装面は亜鉛メッキ鋼面に準じた工法とお考えください。図面及び入札時積算数量書を訂正します。
4　特記仕様書　04/A 4-4　外壁改修工事　塗り仕上げ外壁　複層仕上塗材の項目で仕上げの形状が凹凸処理となっており、数量書の細目別内訳 16 ﾍﾟｰｼﾞでは凹凸状吹付けと表記されております。正誤をご教授下さい。	入札時積算数量書が正です。図面を訂正します。
以下余白	

質疑回答書No.3

質　　疑	回　　答
1　A-29・数量書 A-29 の DT-25　小型フード納めですが、アルミ額縁とフード取合いにシーリング 20 × 15 の標記がありますが、数量書 P16[フード類]には 20 × 10 の表記があります。どちらが正か御指示願います。	入札時積算数量書が正となります。 図面を 20 × 10 に訂正します。
2　A-29・数量書 A-29 の DT-29　アルミサッシカバー工法ですが、サッシと外壁取合いにシーリング 15 × 10 の表記がありますが、数量書 P16[既存 6 階サッシ部]には 20 × 10 の表記があります。どちらが正か御指示願います。	図面が正となります。入札時積算数量書にはシーリング 15 × 10 の記載がありませんでしたので正誤表のとおり項目を追加します。なお、入札時積算数量書 P16 のシーリング 20 × 10 は DT-30 既存サッシ廻りのシーリング数量となります。
3　A-22・A-30 DT-2 ルーフドレン納めですが、施工手順は部分詳細図(9) に記載とありますが、部分詳細図(9)には表記がありません。御指示願います。	A-22 の DT-2「※施工手順は部分詳細図（９）に記載」という文書が不要なため、図面を訂正します。
4　A-31・参考図 取り外したアルミ笠木・水切り・フェンス・蛍光灯・電線の保管場所ですが、屋上部分以外に、仮置きする事は可能でしょうか。御指示願います。	保管場所が不足する場合は、監督職員との協議とします。
5　A-31 工事期間占有スペースが図示されていますが、事務所、資材置き場を設置した場合、作業員の駐車場スペースが不足すると思われますが、敷地内に借用できるスペースはありますでしょうか。御指示願います。	占有スペースが不足する場合は、監督職員との協議とします。
6　A-02・11 石綿含有建材の調査ですが、貸与資料の表記がありませんが、内部の建材はアスベスト含有の表記があります。資料は無いのでしょうか。御指示願います。	既存図面と施工年次より石綿含有の恐れがある建材を「石綿含有建材」として表記しています。既存図面は貸与可能ですので A-02 図の貸与資料に「既存図面」を追記します。
7　A-02 石綿含有建材の調査ですが、外部に関してはアスベスト含有の表記がありません。シール、塗装、塗装下地、アスファルトルーフィング等アスベストは含有されていないと考えて宜しいでしょうか。御指示願います。	いずれの建材も石綿非含有として設計しています。上記質疑 6 も含め、アスベスト分析調査等が必要となった場合は監督職員との協議により設計変更の対象とします。
以下余白	